

118 第二回東京法学院討論会

〔『法学新報』第一〇六号 明治三十三年一月二十日〕

○東京法学院討論会

嗚呼甚い哉世道人心の頽瘞せるや学者は則ち勣々として名を争ひ実際家は則ち屑々として利に就き功に赴むき勢の加はる所滔然底止す可らず其の弊遂に我が有為なる法学生の社会にまでも氾濫し波及し來り彼等の道義をして壊敗せしめ彼等幾万の心腸をして浮萍の如くに漂はしむるに至れり試みに今日都下の法律学校に出入する学生を見よ果して一等地を抜くの見識を有する

者ある乎果して当代の巨人として立つの抱負を有する者ある乎彼等の眼中には唯た高等文官試験ある耳、唯た判検事登庸試験ある耳、又た唯た弁護士試験ある耳、故に其の論する所は徒らに一条一項の末に拘泥するのみにして未だ曾て踔厲風發率ね座人を屈する者あるを聞かす此時に当りて一大破天荒の声を放ちしものは即ち我が東京法学院討論会なり本月十一日の新聞紙は報して曰く東京法学院に於ては来る二十一日（即ち第三日曜を）期して第二回討論会を開き左の問題に就て討論審議を試みんとす当日は例の如く出題者戸水博士の出席及び一通りの説明ある筈なりと云ふ

賃貸借より生する借主の権利は立法上物権とす可きものなりや将た債権とす可き者なりや（戸水会長出題）

彼等法学生の多くは之を一瞥して其の大問題なるに驚き呆然自失せざる者なかりしならん独り我が東京法学院討論会の会员たる者は則ち如何

待ちに待ちたる二十一日は朝来六花霏々として降りしきり寒威凜々として骨を刺す流石熱心なる会員も之には少しく気沮みたるもの、如し纏て午後二時と覚しき頃幹事某以上演壇に立ちて曰く

諸君、是れより第二回東京法学院討論会を開きます、今日は御覧の通り霏々紛々たる雪の有様にて、本会も或は開かれぬかと心配しましたか、諸君は斯くまでも御出席になられたには、深く僕等の感謝する所であります、古来此の東京ト云ふ所は兎角雪と縁のある所であります、彼の四十七士の打入の

晩の如き又た水戸浪士か桜田門外に於て井伊掃部頭を斬りたる場合の如き皆な此の雪か降りましたして見れば此の東京法学院討論会に於て又た雪か降ると云ふのは必らず天か將さに吾々同志の士に下す所のものあるならんと信せらるゝのテあります仍て僕等は益々勉強なる諸君、熱心なる諸君の贊助を得て本会を盛んにせんと欲するのであります
此れより前後勇を鼓して入り來りたる者凡そ二百余名、而して壇の両側に掲示せられたる討論申込者は左の如くなりき

物権論者

債権論者

第一席	平井彥三郎君	第二席	藤田幸太郎君
第三席	長谷川幸七君	第四席	大内逸朗君
第五席	岡崎熊三郎君	第六席	川瀬榮太郎君
第七席	山本宮市君	第八席	大塚善太郎君
第九席	江波戸龜治君	第十席	西村勘之助君
第十一席	酒井熊雄君	第十二席	大迫榮次君
第十三席	根矢熊吉君	第十四席	小澤善助君
第十五席	小畑鐵五郎君	第十六席	北村伊之助君
第十七席	矢野政次君		
第十九席	錦木研君		

平井君論旨精ならざるに非す弁舌暢ならざるに非す但た憾む意氣甚た昂らざることを、藤田君且つ慷慨且つ滑稽口に信せて統出満場騒然たり殊に君か賃貸借は双務契約にて有償契約なるか故に本来債権にして物権に非す即ち第三者に対抗することを得れはとて譬へは猿に衣裳を着せたるか如きのみ其の人に非ざる

や明けしと言ひしどき聴衆あつとはかりに呆れたり、長谷川君主として経済上の論拠を楯として物権説を主張す好男子惜不知法理との評ありき大内君コンカラ童児に似たる太く逞しき態をは演壇にとゆすり上け草稿朗読一渴千里恰かも御経を読むか如し

会に会長戸水博士はほゝえみながら議長席に着きぬ始め此の会の開かるゝや人皆な相謂て曰く博士恐らくは此の雪に隔てられて来らざる可しと然れども一二の幹事は必らず其の来る可きことを断言せり蓋し博士は約束を堅明にするの人なることを信すればはならん今や朝野挙て利を嘗み上下交も名を漁するに是れ遑あらず所謂狂瀾を既倒に廻らし百川を障えて之を束せしむる者は夫れ斯の人にある歟夫れ斯の人にある歟

既にして大内君降り岡崎君登壇、論去論來滔々数万言意氣頗る昂るもの、如し君の挙けたる沿革法制の事往々にして戸水博士の説明と符合せるありしは以て其の如何に調査の周到なりやを知るに足らん而かも吾人をして忌憚なく言はしめんか君が当日大出来なりしは却て其の裏面に幾分の失敗を孕むを見る何となれば無関係なる法理をクダ～シク引用してアタラ時間を持つシたるは窃かに聴衆の倦む所となりければなり蓋し討論の条件は之を分つて四と為すことを得（敢て松本君平輩の演説学講義の擧に微ふに非す）一には調査二には弁舌三には態度四には機を観て長短錯落の法を施すことはれなり君たる者其れ二以下の条件に於て欠くる所なきを得んや然りと雖も君の論旨は固より得易からざる所聞く君は其の草稿を訂正して更に之を法学新

報に投する下心なりと吾人は刮目して之を待つ君の次に出てたる大塚君は論鋒犀利當る可らざるの概ありされと彼れか僕也未熟干法理と言ひしは善く自ら評せるかな、江波戸君物権債権の區別より説き起して本問題を決せんとせしか討論終結の声四隅に起り議長の単簡にせよとの注意を受け半は其の理由を述べして壇を退きたるは遺恨なりき、西村君声細くして聞き苦しきも場内静かなりしは衆の全く倦き果てたるなる耶将た其の論旨聞くに足るものありしか為め耶吾不得而知之
是に於て議長は討論終結を宣告し直ちに其の説明に移れり今其の大要を筆記して読者の一粲を博す但筆記の粗漏は希くは之を怒せよ